

青森地域広域事務組合最低制限価格制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森地域広域事務組合が競争入札（青森地域広域事務組合低入札価格調査制度要綱（平成 27 年 4 月 1 日実施）第 3 条に規定する競争入札を除く。以下同じ。）の方法により請負契約を締結しようとする場合における最低制限価格制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「最低制限価格制度」とは、競争入札の方法により請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の価格を設定する制度をいう。

2 この要綱において、「最低制限価格」とは、競争入札の方法により請負契約を締結しようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として、次条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する場合にあっては管理者又は青森地域広域事務組合事務の専決等に関する規程（平成 27 年青森地域広域事務組合規程第7号）別表第1中単価契約の項及び執行伺の項に定める専決金額に応じた専決者（以下「専決者」という。）があらかじめ設定した価格をいい、次条第1項第3号に該当する場合にあっては契約担当者（青森地域広域事務組合財務規則（平成 27 年青森地域広域事務組合規則第14号）第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が設定した価格をいう。

(最低制限価格の設定方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定めるところにより設定するものとする。

(1) 建設工事の請負契約 次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合算額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率及びその税率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た率を合算した率に1を加えた率（以下「消費税加算率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格を記載する書面に併せて当該最低制限価格を記載するものとする。この場合において、その額が、設計金額に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）に満たない場合にあっては当該設計金額に100分の80を乗じて得た額とする。

イ 直接工事費（直接製作費及び機器費を含む。以下同じ。）の額に100分の97を乗じて得た額

ロ 共通仮設費（間接労務費を含む。以下同じ。）の額に100分の90を乗じて得た額

ハ 現場管理費（工場管理費、据付間接費及び設計技術費を含む。以下同じ。）の額に100分の90を乗じて得た額

ニ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 製造の請負契約 予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。以下この条及び次条において同じ。）に100分の70を乗じて得た額に消費税加算率を乗じて得た額とし、予定価格調査

(様式第1号)に当該最低制限価格を記載するものとする。

(3) 業務委託の請負契約 予定価格に抽選により決定した率(以下「抽選率」という。)を乗じて得た額に消費税加算率を乗じて得た額とする。

(4) 前3号以外の請負契約 予定価格に100分の70を乗じて得た額に消費税加算率を乗じて得た額とし、予定価格調書(様式第1号)に当該最低制限価格を記載するものとする。

2 前項第2号又は第4号の規定により算定した予定価格に100分の70を乗じて得た額及び当該額に消費税加算率を乗じて得た額並びに同項第3号の規定により算定した予定価格に抽選率を乗じて得た額及び当該額に消費税加算率を乗じて得た額に、それぞれ1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、単価契約についてはこの限りでない。

(抽選率)

第4条 抽選率は、70.0パーセントから74.9パーセントまでの範囲内で、0.1パーセントごとの50通りとし、その数値のうち一の位及び小数点第一位の数値は、入札書投函後開札前において、入札参加者のうち二者が当該数値のいずれか一つをそれぞれ抽選し、決定するものとする。

2 前項の抽選を行った二者は、それぞれ抽選した数値を最低制限価格調書(様式第2号)に記載の上、署名するものとする。

3 契約担当者は、抽選率を、入札参加者全員に周知し、最低制限価格調書に記載のある予定価格に当該抽選率を乗じ最低制限価格を算定し、当該調書に記載の上、署名するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は失格と判定し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

(最低制限価格の周知)

第6条 管理者は、最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 管理者は、最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の青森地域広域事務組合最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則
(実施期日)

この要綱は、平成31年3月5日から実施する。

附 則
(実施期日)
この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則
(実施期日)
この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

- 附 則
(実施期日)
- 1 この要綱は、令和4年11月1日から実施する。
(経過措置)
 - 2 第1条の規定による改正後の青森地域広域事務組合最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。

- 附 則
(実施期日)
- 1 この要綱は、令和7年1月1日から実施する。
(経過措置)
 - 2 この要綱による改正後の青森地域広域事務組合最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に公告又は指名競争入札通知を行う入札について適用し、同日前に公告又は指名競争入札通知を行った入札については、なお従前の例による。